

所管部課	子ども未来部保育課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部				
	を改正する条例について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>(1) 厚生労働省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことから、整合を図るため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全計画の策定等の義務化 イ 他の社会福祉施設等を併設した場合における設備・人員基準の緩和 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化 エ 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認及び見落とし防止装置設置の義務化 オ 懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定の削除 <p>(3) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ア～エ 令和5年4月1日 オ 公布の日 <p>(4) 影響及び効果</p> <p>国の基準と整合性を保つことができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和5年第1回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。